

保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ

平成 27 年 12 月 4 日
保育士等確保対策検討会

I .はじめに

- 保育の担い手確保については、「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため、本年 1 月に策定した「保育士確保プラン」に基づき、平成 29 年度末までに追加で必要となる 6.9 万人の保育士を確保することとしている。
- これまでも、
 - ①保育士資格の新規取得者の確保
(地域限定保育士試験など保育士試験の年 2 回実施、保育士修学資金貸付等)
 - ②保育士の就業継続支援
(待遇改善（公定価格上 3 %相当の待遇改善等加算の実施）、キャリアアップのための研修体制の構築、保育所の勤務環境改善、保育士宿舎借り上げ支援 等)
 - ③離職者（潜在保育士）の再就職支援
(ハローワークや保育士・保育所支援センターによるマッチング支援 等)
など様々な手を打ってきており、今後も引き続き取り組んでいく予定である。
- しかしながら、待機児童対策として受け皿拡大を大幅に進めている状況下で、保育士の有効求人倍率は年々高くなり、全国で 1.93 倍、東京都で 5.39 倍（27 年 10 月時点）となるなど、保育の担い手の確保は喫緊の課題となっている。
- 平成 27 年 11 月 26 日に一億総活躍国民会議でとりまとめた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」においても、待機児童解消を確実なものとするため、平成 29 年度末までの保育所等の整備拡大量を 40 万人から 50 万人に拡大することに併せ、保育士の人材確保や多様な担い手の確保についても盛り込まれており、これまでの対策に加え、より一層の即効的な対応が必要な状況となっている。
- このため、保育における労働力需給に対応するよう、保育の質を落とさず、保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化することにより、保育の担い手の裾野を拡げるとともに、保育士の勤務環境の改善（就業継続支援）

につなげる必要がある。

- 具体的には、保育士要件に係る以下の3つの項目、すなわち、
 - ①朝夕の保育士配置の要件弾力化
 - ②幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用
 - ③研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化について、保育所等における保育士等の採用に間に合うよう、平成27年度中に必要な省令改正等を行い、平成28年度から事業者の選択により実施することとする。
- なお、原則として、保育所等における保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものであり、その専門的知識と技術をもつ保育士が行うものであることから、この措置は、あくまで待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的な対応とする。

II.緊急的な対応方針

1. 朝夕の保育士配置の要件弾力化

【対応方針】

- 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に規定する保育士最低2人配置要件について、本年度に限り特例的に緩和し、朝夕の児童が少数である時間帯において、保育士1名に代え、保育士資格を有しない一定の者を配置することを許容している（地方分権の提案を受けて実施）。
- 平成28年度以降については、省令を改正することにより、各年齢別で定める配置基準により算定される数が2人を下回っており、かつ、朝夕などの児童が少数である時間帯に限り、1人は保育士資格を有しない一定の者も活用可能とする。

【質確保のための措置】

- 「保育士資格を有しない一定の者」については、質の確保の観点から、
 - ・保育士資格を有しないが当該施設等で十分な業務経験を有する者
 - ・子育て支援員研修を修了した者
 - ・家庭的保育者など、適切な対応が可能な者に限ることとする。
- 以下の2. 3. に定める要件弾力化案を併せて実施する場合においても、保育士を常時1名以上配置することとする。

【考え方及び効果】

- 保育士の確保が難しく、一日のうち保育士2名体制を遵守した勤務シフト作成等の人事管理が困難な状況の中、児童が少数である時間帯について緊急的に保育士要件の弾力化を行うことにより、園児の多い日中のコアタイムに保育士資格者を集中的に配置することが可能となり、保育所全体でみて保育の質の向上につながる。

(参考) 現行の取扱い

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項において、保育所の保育士の数について、「保育所一につき二人を下ることはできない」とされている。
- この保育士最低2人配置要件について、平成27年度においては、地方自治体からの要望を踏まえ、朝夕の時間帯において緊急的に要件の弾力化を行っているところ。
- 今年度も地方分権の提案募集の中で要請が来ており、日本再興戦略（平成27年6月30日閣議決定）でも検討することとされている。

2. 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用

【対応方針】

- 保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、一定範囲内で保育士に代えて活用することとする。
- 各教諭の活用に当たっては、
 - ・幼稚園教諭については主に3～5歳児、
 - ・小学校教諭については幼保小接続の観点から主に5歳児、
 - ・養護教諭については現行の看護師等の取扱いと同様に年齢要件を設けないこととし、各教諭及び保健師・看護師・准看護師あわせて、配置する保育士の3分の1を超えない範囲内に限ることとする。

【質確保のための措置】

- 特に小学校教諭が保育を行う場合には、保育士養成課程における「保育課程論」・「保育の表現技術」（6単位）を履修することが望ましいが、少なくとも子育て支援員研修を受けるなど、保育を行う上で必要な研修等の受講を求めることとする。
- また、幼稚園教諭や養護教諭についても、保育を行う上で必要な研修等の受講を促すこととする。

【考え方及び効果】

- 保育士の確保が困難な状況の中、保育士と近接する職種である幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭を保育士とみなし、限定的に認めることにより、
 - ・幼稚園教諭は3～5歳の教育、小学校教諭は幼保小接続の観点から、多様な者が加わることにより、保育所にとって効果的なものとなるとともに、
 - ・事業者の採用及び人員配置の選択肢を増やすことにつながる。

(参考) 現行の取扱い

- 保育所において、現在は、保育士資格を持つ者が児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことができるが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準において、「乳児4人以上を入所させる保育所の保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる」としている。

3. 研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化

【対応方針】

- 11時間開所8時間労働としていることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育士数（例えば15名）を上回って必要となる保育士数（例えば15名に追加する3名）について、保育士資格を有しない一定の者を活用可能とする。
- 公定価格上は、研修代替要員をはじめとする以下の保育所における加配人員要件について、現場で柔軟に配置可能とする。

※想定される対象範囲

研修代替要員、年休代替要員、休憩保育士、保育標準時間認定の場合に配置される保育士、主任保育士専任加算による代替保育士

【質確保のための措置】

- 「保育士資格を有しない一定の者」については、質の確保の観点から、
 - ・保育士資格を有しないが当該施設等で十分な業務経験を有する者
 - ・子育て支援員研修を修了した者
 - ・家庭的保育者など、適切な対応が可能な者に限ることとする。その際、これらの者には保育士資格取得を促していくこととする。
- これらの者は、最低基準で配置されている保育士とともに保育にあたり、また、可能なかぎり、一人を超えた配置に配慮しながら実施することとする。

【考え方及び効果】

- 保育士の確保が困難な状況の中、認可基準としての最低基準を満たしつつ、かつ、一定の要件の下、保育士資格を有しない一定の者の活用を可能とすることにより、保育士の勤務シフト等の人事管理を柔軟に行うことが可能になる（その際、日中のコアタイムの保育の質確保に最大限配慮することが必要）。

（参考）現行の取扱い

- 保育所において、11時間開所8時間労働としていることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育士数（例えば15名）を上回って必要となる保育士数（例えば15名に追加する3名）の確保を求めており、これを満たさない場合は、指導監査の対象となる。
- この一定の保育士については、公定価格上基本分や加算要件として認めている研修代替要員や休憩保育士等の加配人員が該当している。

III.要件弾力化に当たっての全般的な留意事項

- 各要件弾力化案の実施にあたっては各自治体による条例改正等により行われるものであるが、保育所だけでなく、地域型保育事業や延長保育等においても、それぞれの特性を踏まえつつ対応を行うこととする。

- 特にⅡ2.、Ⅱ3.の取扱いについては、団体ヒアリングにおいて一部慎重な意見が出されたことも踏まえ、運用上も、質の確保に影響を及ぼさないよう配慮しながら行うことが必要である。

- 保育の質の観点から、一定期間において都道府県等から勧告や改善命令等を受けている事業者については、各要件弾力化案の実施を認めないこととする。

また、各要件弾力化案について、厚生労働省は、今後、実施自治体・事業者の事例等を十分把握した上で、保育の質への影響を継続的に検証していくこととする。

- 今回の緊急的な対応により、保育士資格を有しない一定の者を活用するにあたっては、保育士が保育の業務に専念できるよう、保育に直接的に関係のない事務作業等は、保育士以外の保育補助者が実施するなど、業務分担を見直すことが望まれる。

これに関連して、国としても保育士の負担を軽減するための支援を行うことが必要である。

- また、国は、今回の緊急的なとりまとめに係る対策にとどまることなく、引き続き、保育士の待遇改善をはじめとする更なる保育士確保対策の強化に取り組むべきである。